

○犯罪被害者支援大学生ボランティア運用要領の制定について（例規通達）

（令和5年6月14日鳥県民例規第6号）

各所属長

地域社会全体で犯罪被害者、その家族又は遺族を思いやり、支える気運を醸成するため、別添のとおり「犯罪被害者支援大学生ボランティア運用要領」を制定し、令和5年6月14日から施行することとしたので、効果的な運用を推進されたい。

別添

犯罪被害者支援大学生ボランティア運用要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者支援大学生ボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

社会全体で犯罪被害者、その家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、将来を担う大学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動等への参加を促進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援の重要性への理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮及び協力への意識を養成し、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運を醸成することを目的とする。

3 活動内容

大学生ボランティアは、警務部広報県民課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）の警察職員の指導の下、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 広報啓発活動

- ア 犯罪被害者支援に関するイベントの運営
- イ 街頭キャンペーン等

(2) 研修会等への参加

被害者支援室が指定する研修会等への参加

(3) その他(1)及び(2)に掲げる活動を行うため、必要と認められる活動

4 登録等

(1) 登録手続

警察本部長（以下「本部長」という。）は、犯罪被害者支援に関するボランティア活動を希望する大学生から犯罪被害者支援大学生ボランティア申込書（様式第1号）の提出を受け、次に掲げる要件に該当する者を選考し、大学生ボランティアとして登録するものとする。

ア 鳥取県内に居住する大学生又は鳥取県内の大学に通学している大学生であること。

イ 人格及び行動が模範的であること。

ウ 犯罪被害者支援に関心を持ち、熱意及び行動力を有すること。

エ 心身ともに健康であること。

(2) 登録証

本部長は、(1)の規定により大学生ボランティアを登録する場合は、登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(3) 登録期間

大学生ボランティアの登録期間は、登録時から当該年度の3月31日までとする。

(4) 登録解除

本部長は、大学生ボランティアに次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、登録を解除することができるものとする。

ア 本人から解除の申出があったとき。

イ (1)に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。

ウ ボランティア活動中に違法行為その他不適切な活動を行ったとき。

エ 大学生ボランティアとしてふさわしくない非行があったとき。

5 活動の記録

警務部広報県民課長（6(1)において「広報県民課長」という。）は、大学生ボランティアが行った活動内容を犯罪被害者支援大学生ボランティア活動記録書（様式第3号）に記録し、本部長に報告するものとする。

6 運用上の留意事項

(1) 広報県民課長は、大学生ボランティアの活動が適切に行われるよう、大学生ボランティアに対し、犯罪被害者支援に関する活動を行う際の留意事項等について必要な教養を行うものとする。

(2) 大学生ボランティアが活動上知り得た秘密は、これを厳守するものとし、登録解除後も同様とする。

(3) 大学生ボランティア及び被害者支援室は、常に緊密な連絡を保持するとともに、関係者と協力するものとする。

7 災害時の補償

大学生ボランティアの活動における災害等に関する補償は、ボランティア保険により取り扱うものとする。

8 事務

大学生ボランティアの運用に関する事務は、被害者支援室において行うものとする。

犯罪被害者支援大学生ボランティア申込書  
[別紙参照]

様式第2号

登録証  
[別紙参照]

様式第3号

犯罪被害者支援大学生ボランティア活動記録書  
[別紙参照]